

先端設備等導入計画の申請・認定について

「先端設備等導入計画」を申請する場合、下記をご覧ください、下記窓口まで申請書類をご提出ください。

固定資産税の特例を受けない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・下記①～④の書類 ・直近の町税の納税証明書(下記⑤の書類があれば省略可) ・直近の決算書類(貸借対照表、損益計算書、個別注記表など) ・会社内容等の事業概要が確認できる資料(パンフレットやホームページ公開資料等) ・太陽光発電設備を設置する場所・配置がわかる図面(先端設備等に太陽光発電設備が含まれる場合のみ)
固定資産税の特例を受ける場合 (申請時に工業会等の証明書を入手している場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・下記①～④の書類 ・直近の町税の納税証明書(下記⑤の書類があれば省略可) ・直近の決算書類(貸借対照表、損益計算書、個別注記表など) ・会社内容等の事業概要が確認できる資料(パンフレットやホームページ公開資料等) ・太陽光発電設備を設置する場所・配置がわかる図面(先端設備等に太陽光発電設備が含まれる場合のみ) ・各工業会による生産性向上用件証明書の写し
固定資産税の特例を受ける場合 (申請時に工業会等の証明書を入手しておらず、計画認定後から固定資産税賦課期日(1/1)までに追加提出が可能な場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・下記①～④の書類 ・直近の町税の納税証明書(下記⑤の書類があれば省略可) ・直近の決算書類(貸借対照表、損益計算書、個別注記表など) ・会社内容等の事業概要が確認できる資料(パンフレットやホームページ公開資料等) ・太陽光発電設備を設置する場所・配置がわかる図面(先端設備等に太陽光発電設備が含まれる場合のみ) ・各工業会による生産性向上用件証明書の写し(固定資産税賦課期日(1/1)までに追加提出) ・下記⑥の書類(固定資産税賦課期日(1/1)までに追加提出)
固定資産税の特例を受け、かつファイナンスリース取引の場合 (申請時に工業会等の証明書を入手している場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・下記①～④の書類 ・直近の町税の納税証明書(下記⑤の書類があれば省略可) ・直近の決算書類(貸借対照表、損益計算書、個別注記表など) ・会社内容等の事業概要が確認できる資料(パンフレットやホームページ公開資料等) ・太陽光発電設備を設置する場所・配置がわかる図面(先端設備等に太陽光発電設備が含まれる場合のみ) ・各工業会による生産性向上用件証明書の写し ・リース契約見積書の写し ・リース事業協会が確認した軽減額計算書(リース会社が作成)の写し
固定資産税の特例を受け、かつファイナンスリース取引の場合 (申請時に工業会等の証明書を入手しておらず、計画認定後から固定資産税賦課期日(1/1)までに追加提出が可能な場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・下記①～④の書類 ・直近の町税の納税証明書(下記⑤の書類があれば省略可) ・直近の決算書類(貸借対照表、損益計算書、個別注記表など) ・会社内容等の事業概要が確認できる資料(パンフレットやホームページ公開資料等) ・太陽光発電設備を設置する場所・配置がわかる図面(先端設備等に太陽光発電設備が含まれる場合のみ) ・各工業会による生産性向上用件証明書の写し(固定資産税賦課期日(1/1)までに追加提出) ・下記⑥の書類(固定資産税賦課期日(1/1)までに追加提出) ・リース契約見積書の写し ・リース事業協会が確認した軽減額計算書(リース会社が作成)の写し

○申請書類

- ① 先端設備等導入計画に係る認定申請書【国指定様式】
- ② 導入促進基本計画に適合することを確認するための補足資料【町指定様式】
- ③ 認定経営革新等支援機関(七宗町商工会等)による事前確認書【国指定様式】
- ④ 申請者欄チェック済みのチェックリスト【町指定様式】
- ⑤ 町税の納付状況調査の同意書【町指定様式】
- ⑥ 「先端設備等に係る誓約書」【国指定様式】

○提出・問い合わせ先

〒509-0492 岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442-3
 七宗町役場企画課商工観光係
 TEL:0574-48-2291(直通)
 FAX:0574-48-2347